

国際予備審査機関 AU	オーストラリア特許庁	附属書 E AU
予備審査手数料（PCT規則58） ¹	オーストラリア・ドル（AUD） 590（820） 括弧内の額は、オーストラリア特許庁が国際調査報告を作成しなかった場合に支払う	
追加の予備審査手数料（PCT規則68.3） ²	AUD 590	
取扱手数料（PCT規則57.1） ³	AUD 280	
国際予備審査報告に列記された文献の写し（PCT規則71.2） 写しの入手方法 手数料	当該国際予備審査機関は請求に基づき、下記の手数料支払を条件として、国際予備審査報告に列記された各文献の写しを出願人及び選択官庁に提供する 書類は次のeServicesから請求可能： https://services.ipaustralia.gov.au/ICMWebUI/views/private/icm-home.xhtml 1書類につき AUD 50 ⁴	
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（PCT規則94.2）	1書類につき AUD 50	
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し	
異議申立手数料（PCT規則68.3(e)）	なし	
国際予備審査のために受理する言語	英語	
審査しないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、オーストラリアの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の免除		
国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を免除しているか？	している ⁵	
別個の委任状が要求される特別の状況	出願人の代理人が誰であるのかについて未解決の争いがある場合	
国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を免除しているか？	している ⁵	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	出願人の代理人が誰であるのかについて未解決の争いがある場合	

1 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。

2 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。

3 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

4 この手数料はAUD 200を上限とする。

5 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。